

予算第38号議案

令和5年度神戸市駐車場事業費補正予算

令和5年度神戸市駐車場事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|----------|-------|---------|---------|
| 1 駐車場事業費 | 1 運営費 | 駐車場設備補修 | 170,280 |

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|-------------|---------|--------|
| 湊川公園駐車場補修工事 | 令和5～6年度 | 62,000 |

(予算第38号議案)

〔 駐 車 場 事 業 費 〕

債務負担行為で令和6年度以降にわたるものについての令和4年度末までの支出額
及び令和5年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

| 事 項 | 限 度 額 | 令 和 4 年 度 末 ま で の | | 令 和 5 年 度 以 降 の | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------|--------|-------------------|-----|-----------------|--------|-------------|-----|--------|---------|
| | | 支 出 額 | | 支 出 予 定 額 | | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 国 県 支 出 金 | 市 債 | そ の 他 | |
| 湊川公園駐車場補修工事 | 62,000 | — | — | 令和6年度まで | 62,000 | — | — | 62,000 | — |